

★続紙(裏面)の『資格喪失届Bの記入方法等について』を必ず、ご一読のうえ、ご記入をお願いいたします。

国民健康保険組合被保険者資格喪失届 B

第4種用

事務長	担当

① 被保険者 記号・番号	記号	番号	④ 資格喪失 年月日	平成 令和 年 月 日			
資格喪失する者の氏名	② (フリガナ)	性別	生年月日	組合員との続柄	⑤ 資格喪失事由		
		男・女	昭和 平成 令和	本人		1 退職	4 任期(契約)満了
	マイナンバー					退職年月日	任期(契約)満了日
						年 月 日	年 月 日
	③ (フリガナ)	性別	生年月日	組合員との続柄		2 社会保険加入	5 その他
		男・女	昭和 平成 令和			社会保険加入日	事由
	マイナンバー					年 月 日	
	(フリガナ)	性別	生年月日	組合員との続柄		3 死亡	
		男・女	昭和 平成 令和			死亡日	
	マイナンバー					年 月 日	
⑥ 組合員記入欄	埼玉県薬剤師国民健康保険組合理事長 様				必ず記載が必要な箇所 ■組合員の喪失・・・①②④⑤⑥⑧ ※家族が同時喪失する場合は③も記入 ■家族のみ喪失・・・①③④⑤⑥⑧ ■代理人に依頼する場合・・・⑦も記入 【個人番号の利用目的について】 当組合は、被保険者の個人番号を番号法別表第一第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。		
	上記のとおり身元確認書類を添えて届けます。						
	令和 年 月 日						
	連絡先電話番号 () ※平日の9時～17時に連絡をとれる番号(勤務先・携帯等)						
⑦ 代理人委任欄	〒 自宅住所						
	組合員氏名						
	組合員のマイナンバー						
	〒 住所						
代理人 氏名							
本届を下記の者を代理人と定めて委任します。							
令和 年 月 日							
〒 住所							
代理人 氏名							
本届に身元確認書類を添えて申請します。							
⑧ 資格喪失証明書の発行	※自宅以外へ送付を希望される場合は宛先をご記入ください。						
	〒						
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※送付先は自宅です。							

身元確認	番号確認	整理簿	証明	保険証確認書	お知らせ

受付印

資格喪失届Bの記入方法等について

本書は、当組合を【第4種組合員とその家族】が喪失する際に届出する用紙です。

申請書に掲載している〈必ず記載が必要な箇所〉のとおり、ご記入ください。

- ① 資格喪失する組合員の記号番号を記載してください。
- ②③ 喪失者全員の必要事項を記載してください。※マイナンバーも必ず記載が必要です。

- ④ 資格喪失日は…
- | | | |
|-------------------------|-----------------|-------------|
| 退職日 → 退職日の翌日 | 社会保険加入 → 加入日の翌日 | 死亡 → 死亡日の翌日 |
| 任期(契約)満了 → 任期(契約)満了日の翌日 | | |

- ⑤ 資格喪失事由は、該当する番号に○をし、日付等正確に記入してください。
- ⑥ 喪失する組合員の住所と署名が必要です。
 - ★住所は組合に登録されている住所を記載してください。
 - ★家族のみが喪失する場合も、組合員の署名が必要です。
 - ※ただし、組合員が死亡した場合は、申請する方の住所と署名を記載してください。
- ⑦ 代理人に手続きを依頼する場合は、代理人となる者の署名が必要です。
- ⑧ 資格喪失証明書の送付先は、必ずチェックを入れてください。

届出の際に添付するもの

- ◆ 被保険者証 または 資格確認書 及び 高齢受給者証(70歳~74歳の方)、限度額認定証(お持ちの方)
- ◆ 喪失事由によって添付していただく書類が異なります。

1.退職	職	退職証明書類は必要ありませんが、申請書⑤の退職年月日を必ず記載してください。
2.社会保険加入		喪失者全員分の加入先の「被保険者証(写し)」若しくは「資格確認書(写し)」または「資格情報通知書(写し)」
3.死亡	亡	死亡日が確認できる書類 〈死亡診断書(写し)、除籍抄本(原本)等〉
4.任期(契約)満了		証明書類は必要ありませんが、申請書⑤の欄、4.任期(契約)満了日を必ず記載してください。

- ◆ 組合員の身元確認書類(写し)

身元確認書類(写し)の提出について

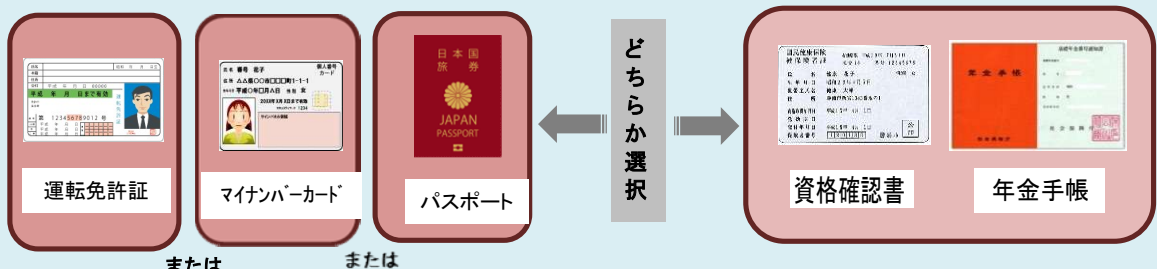
申請書にマイナンバーを記載していただくことにより、なりすまし等の不正行為を防ぐため、届出の際には組合員の身元を明確にするための書類を提出していただき、当組合が確認することが義務づけられています。

※ 組合員の死亡の場合は、申請する方の身元確認書類(写し)を添付してください。

身元確認書類(写し)は次のいずれかです。

顔写真付きのものは、どれか1点

顔写真がないものは2点



★上記以外の証明書類を提出されたい方は組合事務局へご確認ください。(TEL 048-827-0081)

その他注意点

- ◆ 代理人に手続きを依頼するときは、代理人の身元確認書類も提出してください。